

才以上知年百辛如者不其者亦也特任能上能
たるく者ハ之しつ平シテ適宜恨定ス

加四条 産主が后ニ依リ解散スル時ハ解散組合ト
根據ノ上最モ便宜ナル分以テ解散組合ヲ支
給ス又西工ヲ解散方申出ルモ解散組合債権圓
係残存スル時ハ組合手取金入ルルモノモ個人
財産十以上ノ債権有ルモ解散組合債権人組合
ノ氣徳ヲ得ルモノモ此ノ氣徳ヲ経テリシモノ
ニ對シテハ組合ハ其責ニ任セズ

第五條 西工ノ多量上ニ依テハ其業主ノ命ヲ
遵守スルノ義務アリシモノ又ノ多量上ハ西工
ノ檢査等モ其業主以外ノ檢査員由ラシムルモノ
トス

第六條 毎月一日十五日ノ両日ハ公休日トス

第七條 本規約ハ西組合ノ同意ルニテ其ハ改訂
スルコトヲ得ズ

本規約書ハ二通、作製シ各一通ヲ西工ノモノトシ
而シテ本規約ハ先組合全部ノ同意ヲ得テ締結シ
ルモノトス

大正十一年十月十日

(署名者 〇〇)